

JAPHIC マーク制度基本要領

履歴

制定施行年月日	2011年3月12日
改定施行年月日	2016年4月1日
改定施工年月日	2016年7月1日

目次

第1章	総則	1
第2章	JAPHIC マーク付与評価機関.....	1
第3章	JAPHIC マーク制度に係る機関	2
第4章	JAPHIC マーク制度に係る認定審査員等.....	3
第5章	JAPHIC マーク等付与対象事業者.....	3
第6章	問い合わせ	3
第7章	見直し及び改正手続き	4
様式1	5

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会（以下「協会」という。）は、事業者における「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」並びに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」に適合した個人情報の適切な保護を促進するため、JAPHIC（「ジャフィック」という。以下同じ。）マーク制度を設ける。
- 2 この JAPHIC マーク制度運営要領（以下「要領」という。）は、JAPHIC マーク制度の運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1) JAPHIC マーク等

協会が商標登録を受け、商標権者となる、様式1の各マークをいう。

(2) JAPHIC マーク付与評価機関

JAPHIC マーク制度を統括するものであり、JAPHIC マーク等付与、JAPHIC 認定審査機関及び JAPHIC 認定研修機関、JAPHIC 認定審査員等の認定を行う機関をいう。

(3) JAPHIC マーク付与評価機関運営執行委員会

JAPHIC マーク付与評価機関の業務を執行するとともに、この要領に規定する事項のほか、JAPHIC マーク制度の企画立案及び運用に関する重要事項について審議する機関をいう。

(4) JAPHIC 認定審査機関等

付与評価機関より、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク等の付与認定に係る審査業務を適確に実施する能力があると認められた機関をいう。

(5) JAPHIC 認定研修機関

付与評価機関より、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る業務を行うために必要な知識及び技能について研修を実施する能力があると認められた機関をいう。

(6) JAPHIC 認定審査員等

付与評価機関より、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る審査業務を適確に実施する能力があると認められた者をいう。

第2章 JAPHIC マーク付与評価機関

(JAPHIC マーク付与評価機関)

第3条 協会に JAPHIC マーク付与評価機関（以下「付与評価機関」という。）を置く。

2 付与評価機関は、別に定める規約に基づいて、次の業務を行う。

(1) JAPHIC 認定審査機関等の認定。

(2) JAPHIC 認定研修機関等の認定。

- (3) JAPHIC マーク等付与の認証。
- (4) JAPHIC 認定審査員等の研修、認定及び登録、評価。
- (5) JAPHIC マーク制度運営に係る企画立案及び要領、規程、マニュアル等の見直し。

(執行委員会)

第4条 付与評価機関には、前項の業務を執行するため JAPHIC マーク付与評価機関運営執行委員会（以下「執行委員会」という。）を置く。

(JAPHIC 執行委員会の業務執行)

第5条 執行委員会は、別に定める規約に基づいて、業務を実施する。

(事務局)

第6条 付与評価機関には、事務局を置く。

第3章 JAPHIC マーク制度に係る機関

(JAPHIC 認定審査機関等の認定)

第7条 付与評価機関は、別に定める規約に基づいて、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る審査業務を適確に実施する能力があると認められる日本国内の法人を、JAPHIC 認定審査機関（以下「認定審査機関」という。）として認定することができる。

(JAPHIC 認定審査機関の業務)

第8条 認定審査機関は、別に定める規約に基づいて、次の業務を行う。

- (1) JAPHIC マーク制度における、JAPHIC マーク等申請事業者に対する審査業務。
- (2) JAPHIC マーク制度における、JAPHIC マーク等更新申請事業者に対する審査業務。

(JAPHIC 認定研修機関の認定)

第9条 付与評価機関は、別に定める規約に基づいて、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る研修業務を実施する能力があると認められる日本国内の法人を、JAPHIC 認定研修機関（以下「認定研修機関」という。）として認定することができる。

(JAPHIC 認定研修機関の業務)

第10条 認定研修機関は、別に定める規約に基づいて、次の業務を行う。

- (1) JAPHIC マーク制度における、JAPHIC 認定審査員等への研修業務。
- (2) JAPHIC マーク制度における、JAPHIC マーク等を取得した対象事業者への研修業務。
- (3) その他、協会が認める研修業務。

(協力)

第11条 付与評価機関、認定審査機関等及び認定研修機関は、JAPHIC マーク制度の適正な運用のために必要と認めるときは、相互に連絡、協力するものとする。

第4章 JAPHIC マーク制度に係る認定審査員等

(JAPHIC 認定審査員等)

第12条 付与評価機関は、別に定める規約に基づいて、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る審査業務を適確に実施する能力があると認められる個人に、認定審査員等の資格を与える。

(JAPHIC 認定審査員等の業務)

第13条 認定審査員等は、別に定める規約に基づいて、次の業務を行う。

- (1) JAPHIC マーク等申請事業者に対する審査業務。
- (2) JAPHIC マーク等更新申請事業者に対する審査業務。

第5章 JAPHIC マーク等付与対象事業者

(JAPHIC マーク付与対象事業者)

第14条 付与評価機関は、別に定める規約に基づいて、個人情報保護法及び番号法に適合した個人情報の適切な保護体制を構築、維持、運用等を行う、日本国内に拠点を置く事業者に対し、JAPHIC マーク等を付与する。

2 付与評価機関は、次の各号に基づき、JAPHIC マーク等を付与する。

- (1) 次項の事業者を除く全ての事業者には、別に定める規約に基づいて、JAPHIC マークを付与する。
- (2) 病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者又は介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を営む事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を営む事業その他高齢者福祉サービス事業を行う事業者には、別に定める規約に基づいて、JAPHIC メディカルマークを付与する。

第6章 問い合わせ

(相談等窓口)

第15条 事務局に、JAPHIC マーク制度の運用に関する事業者、本人及び消費者からの質問、相談、苦

情等に対応するための窓口を置く。

第7章 見直し及び改正手続き

(見直し)

第16条 執行委員会は、この要領に規定する事項について、JAPHIC マーク制度の改善のために必要と認めるときは、適宜、見直すものとする。

(改正手続き)

第17条 この要領の改正は、別に定める規定に基づいて、付与評価機関が行う。

様式 1

(1) JAPHIC マーク



(2) JAPHIC メディカルマーク

